

## 職員の懲戒処分の公表

地方公務員法第 29 条による懲戒処分を行いましたので、「飯山市職員の懲戒処分等に関する指針」に基づき、次のとおり公表します。

所属部等名	職位	年齢	処分内容	処分年月日
総務部	—	50 代	戒告	令和 5 年 7 月 26 日

## 事故の概要

<私用車運転中における交通事故>

令和 3 年 5 月 1 日午前 10 時 30 分頃、飯山市大字常盤の交差点で、一時停止の道路標識を看過して停止位置で一時停止せずに進行し、前方から走行してきた車両と正面衝突させ、相手方の運転者及び自車の同乗者を負傷させた。

※個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表しています。